

大和市学校開放 利用時の注意事項

利用団体の皆様におかれましては、「地区学校開放事業実施要領」又は「校庭夜間照明設備利用要領」に記載している遵守事項のほか、新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が 5 類に移行されることに伴い、下記の事項に留意してくださいますようお願いいたします。

● 施設を利用いただく際の留意事項 ●

- ・ 代表者、使用責任者は、チーム全員の健康状態を把握すること
 - ・ 利用者及びその家族に体調不良(37.5度以上または平熱より1度以上の発熱・咳・咽頭痛などの症状、だるさ、味覚や嗅覚に異常を感じるなど)がないか
(新型コロナウイルス感染症が発症した場合のスポーツ課への報告は不要)
- ・ 使用前、使用後の手洗いの徹底
- ・ 飲食の際は、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底すること
 - ※飲食の場所等については、各学校や学校開放事業実施委員会の指示に従ってください。
- ・ マスク、消毒に使用したペーパー等を含め、利用団体が出したゴミはすべて持ち帰ること。
- ・ 換気を心掛けること。
- ・ こまめな水分補給や休憩を取り入れ、熱中症対策も同時に行うこと。
- ・ タオル等の持ち物は共有しない。
- ・ 施設利用前後のミーティング等においても三つの密(密閉・密集・密接)を避けること。

※感染症対策としては、インフルエンザと同様の対策をしていただきますようよろしくお願いいたします。

大和市スポーツ課・大和市地区学校開放事業実施委員会

改訂日：令和5年5月8日